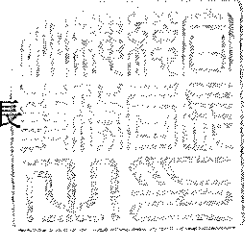


府運車安第258号
平成28年7月25日

公益社団法人沖縄県トラック協会
会長 殿

内閣府沖縄総合事務局長



自動車点検整備推進運動の実施について(依頼)

自動車は、国民の生活や経済の発展に必要な不可欠なものであり、その役割はますます重要なものとなっています。

一方、我が国の交通事故の発生件数は依然として厳しい状況にあり、本年1月には、軽井沢で発生したスキーバス事故は世の中に大きな衝撃を与えました。本年6月に国土交通省がとりまとめた総合的対策の中には、特に老朽化したバスを念頭に、車齢に応じた整備をバス事業者に求めていくことが盛り込まれています。

中古のバスも数多く使用されているという現実の中で、バスの火災事故も目立ってきていることをはじめ、大型車の車輪脱落事故や車体フレーム腐食による事故などの自動車の不具合による事故が発生していることから、安全確保のために確実な点検・整備を行うことが、ますます重要となっています。

また、環境面においても、排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が重要となっています。

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていますが、十分に実施されているとは言いがたい状況にあり、自動車ユーザーの保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取り組むことが必要です。

国土交通省では、本年も「自動車点検整備推進運動」を関係機関等の協力のもとに全国的に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を一層強力に推進することとしており、沖縄総合事務局においても、別紙1「自動車点検整備推進運動の実施細目」に基づき本運動を推進することとしました。

つきましては、貴会におかれましても、この趣旨をご理解の上、傘下会員に対して本運動の実施について、適切にご指導をよろしくお願い申し上げます。

また、本運動の趣旨を広く周知し、運動の実施を期するため、ポスターの掲示及びチラシの備え置きをよろしくお願い申し上げます。

自動車点検整備推進運動の実施細目

平成28年7月
内閣府沖縄総合事務局

自動車点検整備推進運動の実施細目を次のとおり定める。

第1 実施機関

沖縄総合事務局及び陸運事務所等（宮古及び八重山運輸事務所を含む。以下「事務所等」という。）が実施主体となり、別紙2の関係機関及び関係団体の協力のもとに本運動を推進する。

第2 実施期間

本運動は、1年を通して実施するものとするが、9月1日（木）から10月31日（月）までの2ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、特に重点を置いて実施することとする。

第3 重点項目

- (1) 点検・整備の必要性を啓発（女性、10代から30代の自動車ユーザー、長期間使用車両の自動車ユーザーに重点を置く。）
- (2) 大型車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発
- (3) エコ整備（点検・整備によるCO₂削減効果をいう。以下同じ）の積極的な啓発

第4 実施事項

- (1) 沖縄総合事務局及び事務所等の取り組み
 - ① ポスターを窓口など目に付きやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口への備え置き又は街頭検査等の機会を活用して配付するなど、自動車ユーザーに対して点検・整備の必要性を周知する。
 - ② ホームページや広報誌などを用いて点検・整備の必要性を周知する。
 - ③ 定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の実施を呼びかけるとともに、長期使用車両のユーザーに対し、部品の劣化や磨耗によるトラブルを防止するため、より丁寧に点検・整備を実施するよう啓発に努める。
 - ④ 関係団体が開催するイベント（例：マイカー点検教室）等を積極的にバックアップする。
 - ⑤ 地方自治体に対しては、広報誌等への掲載及びポスター掲示を依頼し、より多くの自動車ユーザーに点検・整備の実施を呼びかける。
 - ⑥ 整備管理者、運行管理者、自動車検査員、整備主任者等に対する研修・講習等の機会を

活用して、受講者に対し、本運動の趣旨、実施事項等について周知する。また、DPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法についても周知する。

- ⑦ 前検査を受検した自動車ユーザーに対し、啓発ハガキを送付することにより、定期点検整備を確実に実施するよう呼びかける。
- ⑧ 「不正改造車を排除する運動」の一環として設置した「不正改造車・黒煙110番」に寄せられた情報を基に、自動車ユーザーに対し、点検・整備を促すバカキを送付し、点検・整備の必要性を啓発する。
- ⑨ 国、地方自治体が保有する公用車について、点検・整備の実施状況等を把握するとともに、確実な予算の確保と執行を含めた、適切な点検・整備の励行を図る。
- ⑩ 自動車運送事業用の大型車のユーザーに対し、ホイールの取付状態や燃料装置等に関する重点点検の実施を求め、さらに結果報告することを依頼する。

(2) 独立行政法人自動車技術総合機構沖縄事務所の取り組み

- ① ポスターを窓口など目に付きやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口への備え置き又は街頭検査等の機会を活用して配付するなど、自動車ユーザーに対して点検・整備の必要性を周知する。
- ② 定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の実施を呼びかけるとともに、長期使用車両のユーザーに対し、部品の劣化や磨耗によるトラブルを防止するため、より丁寧に点検・整備を実施するよう啓発に努める。

(3) 軽自動車検査協会沖縄事務所の取り組み

- ① ポスターを窓口など目に付きやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても窓口への備え置き又は街頭検査等の機会を活用して配付するなど、自動車ユーザーに対して点検・整備の必要性を周知する。
- ② 定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の実施を呼びかけるとともに、長期使用車両のユーザーに対し、部品の劣化や磨耗によるトラブルを防止するため、より丁寧に点検・整備を実施するよう啓発に努める。

(4) 一般社団法人沖縄県自動車整備振興会の取り組み

- ① ポスターを事務所、会員整備工場及びマイカー点検教室などの目に付きやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても備え置き又は配付するなどして、自動車ユーザー等に対し周知する。特に定期点検整備未実施の自動車ユーザー等に対しては、定期点検整備の実施を呼びかけるとともに、長期使用車両のユーザーに対し、部品の劣化や磨耗によるトラブル防止のため、より丁寧に点検・整備を実施するよう啓発に努める。
- ② マイカー点検教室等を開催し、点検・整備に関する実技講習や無料点検、マイカー相談を

実施して、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚を図る。

- ③ 事務所及びマイカー点検教室を訪れる自動車ユーザー等に対し、のぼり、垂れ幕等を掲示し、周知する。
- ④ ラジオ、新聞等により、点検・整備の確実な実施等について呼び掛ける。
- ⑤ 沖縄総合事務局が別途協力を依頼するアンケート調査の実施、結果報告について、その協力を努める。

(5) その他関係団体及び地方自治体の取り組み

- ① ポスターを窓口、事務所、販売店及び展示場等の目に付きやすい場所へ掲示するとともに、チラシ等についても備え置き、自動車ユーザー等に対して周知する。
- ② 乗合バス車両の前面に横断幕を掲示することにより、本運動の周知に努める。
- ③ 本運動の実施内容等について、広報や会報等へ掲載し、広く自動車ユーザーや会員等に呼び掛ける。
- ④ 保有車両の自主点検を実施するとともに、車種に応じた適正な点検・整備の励行を図る。
- ⑤ 地方自治体にあっては、保有する公用車の適切な点検・整備を実施する。
- ⑥ 沖縄総合事務局が別途協力を依頼する事項の実施、結果報告について、その協力を努める。